

特記仕様書

令和 2 年 3 月

1. 年度・番号 令和 2 年度（ 消防 ）第 14 号
2. 委託名 井手・結馬・坂ノ下地区コミュニティ消防センター新築工事実施設計業務委託
3. 場所 名張市 井手 地内
4. 履行期限 令和 2 年 7 月 21 日まで
5. 予定工事費 23,178,100 円（経費込・税込）
6. 計画施設概要・設計条件
 - 1) 施設名称 井手・結馬・坂ノ下地区コミュニティ消防センター
 - 2) 計画場所 名張市井手字城屋敷 152, 153
 - 3) 敷地面積 $\approx 384 \text{ m}^2$
 - 4) 用途地域等 無指定地域（基準容積率 200% 基準建ぺい率 60%）
 - 5) 計画施設概要（下表を参考とするが、詳細は協議により決定する。）

計画施設	構造・規模等	設計条件等
地区消防施設	・コミュニティ消防センター（新築） 軽量鉄骨造 平屋建て 延べ面積：37.5 m^2 程度	整備計画は下記及び別紙図面による。 （コミュニティ消防センター） ・測量業務（現地測量・横断測量）一式 ・地質調査業務（標準貫入試験）一式 ・建築確認等申請業務 一式 ・軽量鉄骨造 平屋建て 新築工事 一式 ・電気設備及び機械設備工事 一式 ・コンクリート製ホース干台 新設 一式 ・外構整備工事 一式

※上記項目にない事項の設計及び項目の廃止変更等については施設管理者及び監督員との協議により本業務内で行うこと。

※測量及び地質調査業務については、設計変更の対象とするため、調査報告書を速やかに作成し提出すること。

※原則本工事に伴う別途工事は無いこととし全ての工事は設計範囲内とする。

7. 設計と条件等

- ・ 建築・電気設備・機械設備共に詳細な現地調査を行い設計図面に反映すること。
- ・ 汚水雑排水は農業集落排水に接続する。
- ・ 雨水は原則浸透枳を設置とし、道路側溝に接続可能な場合は接続することとする。
- ・ 工事に伴い必要な各関係機関（市・県・国・消防及び電気、水道、下水、電話等全て）協議、申請書作成、申請書提出、申請書訂正、申請書受理等全て本契約に含むこととし、契約後速やかに工事に支障のないよう十分な協議を行うこと。
- ・ 原則、受注者にて施設管理者と連絡を取り協議の場を設定すると共に、軽微な内容については直接協議を行い、内容については随時監督員に書面にて報告すること。

8. 委 託 内 容

(設計業務)

国交省告示第十五号別添一

1 設計に関する標準業務

二 実施設計に関する標準業務

} 及び下記 1) から 11) に基づく設計業務 一式

ア 業務内容

- 1) 建築設計 (構造計算含む)
- 2) 電気設備設計
- 3) 機械設備設計
- 4) 外構設計
- 5) 都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法に基づく申請書の作成及び手続き
- 6) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給事業者への申請書等の作成及び手続き
- 7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく通知書の作成及び手続き
- 8) 工事費積算業務
- 9) 下記 1 2 に示す成果品の作成
- 10) その他、法令等に係る申請書作成及び手続等の本設計に必要な業務
- 11) 上記業務に必要な関係公官庁協議、現地調査、立会い、設計審査協議、各種打合せ等の業務

9. 業務の実施

1) 一般事項

- a : 設計業務は提示された設計条件、関係法令及び下記適用基準等によって行う。
- b : 実施(詳細)工程表及び月間工程表を提出すること。
- c : 毎月履行状況報告書を提出すること。
- d : 関係官庁及び部署との打合せは必要に応じて行い、速やかに記録を作成し提出すること。
- f : 本計画施設の設計にあたり、現地調査(測量、地質調査等)を入念に行うこと。
※ 必要に応じて、既設設備機器の運転等を行い改修の必要性を検討の上適切な提案を行い具体化すること。
- g : 工事における重機の据付位置・動線、材料等の搬出入経路、仮囲い、足場等を十分検討のうえ、仮設計画図を作成し、指定仮設も含め設計図書として整備すること。
- h : 必要に応じて計画段階で設計内容の確認等を行う場合は資料を作成の上、出席及び説明をおこなうこと。

2) 適用基準等 (図書は最新版とする)

a: 共通

- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル(三重県条例)

b: 設計

- ・ 建築工事設計図書作成基準及び同解説
- ・ 公共建築工事標準仕様書及び監理指針
(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 構内舗装・排水設計基準

- ・建築積算のための仮設計画標準

c:積算

- ・建築数量積算基準・同解説
- ・建築工事内訳書標準書式・同解説
- ・公共建築改修工事の積算マニュアル
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編、設備工事編）（最新版）
- ・刊行物（採用地域の優先順位：①伊賀、②津、③四日市、④三重、⑤名古屋、⑥大阪、⑦東京・全国）

※地域別単価を採用していない刊行物及び年単価については、不可とする。

- ・見積書、カタログ（原則三社以上にて比較し、比較表を添付すること。）
 ※見積による単価決定は設計者にて市場聞き取り調査を行い決定すること。
 又決定根拠書を添付すること。
- ・単価決定図書原本（該当箇所マーキング）及び積算算出根拠図書の写し（該当箇所マーキング）を提出すること

3) 成果品の提出について

成果品は種類ごとに見やすくインデックスを添付すること。又、委託期間終了の10日前までに提出し、監督員の確認を受けること。（図面は縮小版で可）

4) 成果品の取り扱いについて

提出された成果品については、工事中の施工図及び完成図の作成、完成後の維持管理、改築、増築、改修等、発注者が自由に公表又は使用することができるものとする。

5) その他

- ・本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて発注者と受注者の協議により定める。
- ・受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。

10. 管理技術者等及び再委託

- ・管理技術者、照査技術者、電気設備担当者、機械設備担当者、構造担当者を配置し報告すること。（実務経験経歴書を提出）
- ・打合せ会議には必要に応じて各担当者が出席すること。
- ・管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- ・照査技術者は、成果品の内容の技術上の照査を行うものとする。
- ・管理技術者及び照査技術者の資格は「一級建築士」とし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- ・照査技術者は再委託先の有資格者でもよいものとする。
- ・照査を行った事項等について委託完了時に照査技術者による報告書を提出すること。
- ・電気設備担当者、機械設備担当者、構造担当者再委託でもよいものとするが、管理技術者責任の下で業務を行い管理技術者はその内容を全て把握すること。
- ・本業務にて実施する測量及び地質調査業務については、再委託でもよいものとするが、管理技術者責任の下で業務を行うこと。また当該業務については、有資格者によるものとし資格証（写）を提出すること。
- ・受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- ・受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面（建築士法第24条の8に規定）を提出しなければならない。なお、再委託先は入札参加資格停止期間中であってはならない。また、設計業務を行う再委託先は建築士事務所登録を行っていることとし、書面とともに建築士事務所登録証及び担当者の資格免状の写しを提出すること。

- ・受注者は、コピー、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、上記の書面を提出しなくてもよいものとする。

1 1. 資料の貸与及び返却

- 1) 貸与資料 : 同規模、用途施設 竣工図等 (建築図、設備図)
 ※ 建築図(平面・立面等)・構造図・電気・機械設備図 Cadデータ 一式
 設計書 一式
- 2) 貸与期間 : 委託期間中
- 3) 返却時期 : 業務完了時

1 2. 成 果 品

	項 目	提出部数	製 本	備 考
1	計画施設に関する実施設計図書 一式 国土交通省告示十五号 別添一 1 設計に関する標準業務 二 実施設計に関する標準業務	原図 1 部	A2 2ツ折 1 部 A3 2ツ折 1 部 青焼き (背、表紙 は刻印文 字)	・原図には携わったすべての設計者が押印すること。 ・図面は JWW データで 1 部提出 (データは成果品と同レベルで出力できるよう調整すること)
2	工事予算書	1 部		・Excel にて作成
3	数量計算書	1 部		・全ての項目について、数量計算書を作成すること。
4	仮設計画図			・足場、仮囲等 ※仕様、寸法等記入。
5	単価決定根拠資料	1 部		・使用刊行物原本(マーキング)
6	見積書、カタログ等	1 部		・見積書、カタログ等の比較表を作成すること。 ・ <u>実勢価格の調査を行い掛率を決定すること。また、その報告書も作成すること。</u>
7	各種技術資料	1 部		・製品カタログ ・各種検討書
8	打合せ記録簿	1 部		・電力会社、上下水道部、消防等協議の全てを含む。
9	法令等に基づく申請図書及び許可書	1 部		
10	契約書、本特記仕様書に記載のある書類	1 部		
11	その他、指示する書類	指示による		

※ 上記 2 ～ 10 については、1 冊のファイルに綴って提出すること。

(目次及びインデックス等で分類し詳細に整理すること。(単価決定図書(刊行物)原本は除く))

※ 上記成果品のうち電子データにて納品できるものは、提出部数以外に CD-R にて 1 部提出すること。

※ 見積については、原則原本を提出すること。(コピー不可)

13. その他

- 設計書については、共通費算定書を作成し、予定工事費内であることを確認した上で提出すること。予算を超過している場合は、設計者にて設計内容等検討を行い、予定工事費内に収めること。
- 概算工事費設計書を 6月中旬まで に作成し提出すること。(共通費算定書共)
また、同時期に設計審査を実施するため、計画図（配置図、平面図、立面図、矩計図、給排水衛生設備図、幹線動力設備図）、ボーリングデータ、測量図を整理しておくこと。
- 本仕様書に特記なき事項は三重県業務委託共通仕様書に準じる。
- 業務完了後、図面等成果品に不備が発見された時は、受注者は発注者の指示により迅速且つ誠実にこれを修正すること。又、不備によって発注者及び工事請負業者等に損害を与えた場合は受注者の責任において弁済を行うこととする。